

(仮称) イオン三条上須頃の新設届に対する市の意見について

1 「市の意見」とは

大規模小売店舗立地法（以下、「法」という。）の指針に照らし、設置者が示した予測及び対応が不十分と判断される場合は、法第8条第4項に基づき「市の意見」を設置者へ通知し、設置者は法第8条第7項に基づき、当該意見をふまえた「変更届」または「変更しない旨の通知」を市に対して提出しなければならない。

また、「市の意見」が通知された場合、法第8条第7項に基づく「変更届」または「変更しない旨の通知」を設置者が届け出た日から2月の間、計画店舗を開店することはできない。

2 「附帯意見」とは

届出の内容が法の指針の基準を満たすものの、周辺生活環境の保持の関連から配慮が必要と判断する事項について、設置者に通知するもの。

法に基づくものではなく、市が独自に実施しているもの。

【(仮称) イオン三条上須頃の新設届に対する市の意見】

市の意見はなしとする。ただし、以下のとおり附帯意見を述べる。

1 隔地駐車場におけるシャトルバスの運行

混雑時において、来客車両の駐車場利用実態を把握し、来客車両が近隣施設に駐車しないように隔地駐車場へ適切な誘導を行うとともに、隔地駐車場におけるシャトルバスの運行について適宜見直しを行い、効果的な周知方法を検討すること。

また、来客車両の駐車について、近隣施設から意見・要望等が出された場合は、速やかに対応すること。

2 周辺道路の渋滞緩和対策

店舗周辺の道路は、現状において渋滞が発生している箇所があることから、開業後の道路状況等を踏まえ、迂回路の周知の更なる徹底をするほか、必要な対策を講じること。

また、店舗西側の市道上須頃前畑線の交通量の増加により交通環境の悪化を懸念する住民意見が出ていることから、状況を踏まえ適宜対策を講じるこ

と。

3 夜間に発生する騒音対策

夜間の搬出入車両の走行音について、低速走行を徹底するための対策を講じること。